

(別添)

不拡散に関する声明の要旨（主に核不拡散に限定）

- 大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止は、国際平和と安全保障にとって極めて重要である。G8はグローバルな拡散問題に立ち向かうべくコミットし続け、従来のサミットで発表された不拡散に関する声明を支持し、履行することを継続する。
- グローバルな拡散問題に対処するには広範且つ多面的なアプローチに基づく断固たる行動や国際協力が必要で、成功するには他国や国連システムの関係国際機関を通じ共同して取り組む必要がある。
- 拡散活動の根底にある要素を取り組むべく、安定した国際的・地域的環境づくりに資することを継続する。
- 不拡散活動の規範的基盤となる多国間条約システムへのコミットメントを再確認する。NPT、CWC、BWCに関する条約の強化及び普遍化が重要で、それらは国際平和や安全保障を維持する上で重要な手段であり、国際的な軍縮・不拡散枠組みの礎石となるものである。
- 法執行や効果的な輸出管理の実施に関連した能力開発や拡散に対する安全保障構想（PSI）を通じ、大量破壊兵器物質やその運搬手段の違法取引への対応を強く要求する。
- 大量破壊兵器拡散ネットワークに関連した金融取引や資産の特定、追跡、凍結する協力的な手続きを発展させるというグレンイーグルズ・サミット（2005年）でのコミットメントを再確認する。UNSCR1540などの国連安保理決議は、全ての国家に対して大量破壊兵器拡散に対する行動をするよう要求し、WMD 拡散資金に対する義務及び責任を果たすよう要請するものである。
- 拡散問題への対応に国連安保理が重要な役割を担っていることを繰り返し述べる。全ての国家による UNSCR1540 の十分な履行が重要であり、1540 委員会の活動を支持する。
- 2002 年のカナナスキスで発表された「大量破壊兵器に対する Global Partnership」がこれまで成し遂げてきた進展については認識しつつも、協力の実効性を高めるべく更なる行動がなされるべきである。適宜、同 Partnership を 2012 年以降にまで延長するか否かについて検討する。
- カットオフ条約の早期交渉開始を支持する。
- 多国間条約システムの遵守を確保すべく、検証や施行を強化する必要がある。追加議定書と一緒に IAEA の包括的保障措置を、NPT 平和利用の保証のための普遍的な検証基準にすべく努力を継続する。また、拡散問題への対応で国連安保理の実効性を高めるべくコミットする。

- NPT レジームは重大な挑戦に直面している。故に、NPT 三本柱の目的及び義務にコミットすることを再確認し、その普遍化に向けて取り組む。全ての国家に NPT 運用検討プロセスに対し建設的な貢献をするよう要請する。条約レジームの権威、信頼性、完全性の維持及び強化することを目的として NPT 運用検討プロセスの建設的な結果を得るべく尽力する。
- 全ての懸念国に核兵器実験や他の核爆発のモラトリアムを要請する。
- NPT の原子力平和利用は奪い得ない権利であることを再確認する。また、濃縮及び再処理の機材や技術の普及に伴う拡散リスクを削減するため、NSG で引き続き行われている検討を歓迎する。しかし、2007 年までにコンセンサスを得るよう要請されたこの問題について未だ合意できていないことは残念である（注1）。2008 年までに適確な基準についてコンセンサスが得られなければ、濃縮及び再処理の機器及び技術の移転に伴う拡散リスクを削減すべく、他の戦略を真剣に検討するだろう。
- 独自の濃縮及び再処理活動追及の代替案として、核燃料サイクルに対する多国間枠組みメカニズムを開発し、実施することの重要性を強調する。今月、IAEA 事務局長による IAEA 理事会での発表を楽しみにしている。核燃料サイクルに対する多国間アプローチについては、日本提案も含めた様々なイニシアティブに感謝する。多国間アプローチのメカニズムへの参加はボランティアベースで行われるべきで、如何なる国家も多国間枠組みメカニズム以外に既存の市場で核燃料サイクルサービスを取得することについて排除されるべきではない。
- 地域の拡散問題については外交手段をもって解決するよう取り組む。イランは、国連安保理決議 1696、1737、1747 を履行しておらず、イランには濃縮関連及び再処理活動の停止を義務付けた決議を速やかに履行するよう要請する。イランには IAEA に全面的に協力するよう要請する。
- 北朝鮮問題については六者協議を支持し、2007 年 2 月 13 日に合意した初期段階処置を速やかに履行することを支持する。同時に、国際平和にとって脅威である北朝鮮の核実験を非難する。北朝鮮は UNSCR1695 や 1718 を遵守し、核兵器や核開発プログラム等を不可逆的な方法で放棄するよう求める。北朝鮮が NPT や IAEA 保障措置の完全な遵守に復帰するよう求めると同時に、全ての国に対し国連安保理決議を十分に履行するよう期待する。
- インドとの関係強化を期待する。インドがこれまで行ってきたコミットメントに留意し、グローバルな不拡散レジームを強化する方法でインドのエネルギー需要に対処するための原子力協力に向け、より積極的な提

案を進められるよう、不拡散レジーム強化の流れにのる更なる措置をとるようインドに働きかける。

- 核テロは引き続き重大な脅威であり、昨年のサミットで発表された「核テロリズムに対抗するための国際イニシアティブ」への広範な参加をコミットする。2006年10月末にラバト（モロッコ）で採択された「原則に関する声明」（注2）を支持するよう全ての国家に要請する。核テロ防止条約や改正された核物質防護条約に未署名・未批准の国に対しては署名・批准を要請する。

（注1）2004年のシーアイランド・サミットで、核関連技術、機材、物質についての輸出は、グローバルな不拡散規範に従った基準に即し、規範を厳格にコミットしている国に対してのみ輸出されるべきだと合意した。その基準策定について、NSGが2007年までに合意に達するべく作業に係ることがサントペテルブルク・サミットで謳われた。

（注2）同声明に参加する国家は、1）放射性・核物質に関する計量管理やセキュリティの改善、2）民間原子力施設のセキュリティの改善、3）不法取引防止のための放射性物質の探知能力向上、4）核・放射性物質やそれらを利用した装置の違法所持の探知力及び差し押さえ能力の向上、5）テロ攻撃時の対応力・影響緩和力・調査力のでこ入れ、6）テロ時などに核・放射性物質等を特定する技術手段の開発、7）核・放射性物質を獲得や使用を狙っているテロリストに対する資金源や安全な場所を与えないこと、8）核テロを行うテロリストに対する適当な刑罰を処すための国内法整備の改善、9）核テロ関連活動に関する情報共有の促進、にコミットする。

（参考）

- ・不拡散に関する声明については以下を参照。

[http://www.g-8.de/Content/EN/Artikel/\\_g8-summit/anlagen/heiligendamm-statement-on-non-proliferation.property=publicationFile.pdf](http://www.g-8.de/Content/EN/Artikel/_g8-summit/anlagen/heiligendamm-statement-on-non-proliferation.property=publicationFile.pdf)

- ・ラバトでの原則に関する声明については以下を参照。

<http://www.state.gov/t/isn/rls/fs/75845.htm>